

平成30年度事業推進基本方針

【1】基本方針

酪農経営者による意志機関・運動体として、関係機関及び全国組織との連携強化を通じ、北海道の酪農経営者の意志を制度・施策に反映し、経営の安定と持続的発展のために行動する。

酪農の経営安定と生乳の需給調整に寄与してきた加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が廃止され、畜産経営の安定に関する法律が改正され公布、平成30年度から施行されることとなった。加工原料乳補給金制度は改正畜安法に盛り込まれ、恒久法となった半面、補給金等が指定生乳生産者団体出荷者以外にも交付されることとなり、新制度初年目は生乳流通の混乱も予想される。

酪農家の経済は乳価向上、肉牛個体価格の安定の中で落ち着きを見せているが、搾乳中止農家が止まらず、乳牛飼養頭数が減少するなど生乳生産が停滞している。こうした環境で、TPP11、日EU・EPAなど国際化の影響、国内生乳の需要変化など課題も浮上している。

協会は、引き続き生乳生産の担い手の離脱防止と確保、乳牛飼養頭数の増加に向け後継者が意欲的に営農できる仕組みについて酪農家の意向を政策立案現場に伝え提言するほか、北海道酪農の維持・発展に向けた支援対策の充実を求める。特に、担い手の離脱防止への強力な支援と育成・確保の充実を核に、経営安定化への支援、自給飼料基盤に立脚した北海道型酪農の構築、有機物の活用による土づくり、草づくり、牛づくりを基軸とした北海道型酪農の実現など、ファミリーファームを基軸とした生産基盤を守るために運動する。

【2】活動テーマ（案）

「酪農基板を高める」

〈テーマ設定の背景〉

- 日EU・EPA合意における酪農への影響阻止
- 保護主義の台頭とグローバリズムの是正
- 担い手の離脱防止に向けた働き方改革支援対策の充実
- 後継者の経営意欲を引き出す施策の確立・拡大
- わが国を取り巻く悪性伝染病の侵入阻止

【3】重点活動項目

1. 酪農経営改善・調査事業

酪農経営を持続・発展させるため、酪農講演会、シンポジウムを企画・開催する。また、国が進める酪農対策・施策、牛乳乳製品の需給動向などをいち早く生産現場へ提供、経営戦略の参考としてもらうよう取り組む。

2. 地域振興事業

営農する上で課題となっている事柄について、支部を中心に情報収集し、酪農施策の要望とりまとめに活用する。併せて、地域で取り組む事業に協賛し酪農の活性化を図るとともに、酪農青年女性会議、北海道農業公社担い手支援部への協力を通じた後継者の育成に取り組む。

3. 酪農施策推進事業

地域の情報に基づいた酪農支援施策について国、北海道に対し提言活動を実施する。また、道内関係団体はじめ、全国団体との連携を通じ、酪農の発展に向けた活動を進める。具体的には次の項目を中心に推進する。合わせて、北海道の酪農先駆者の功績について広く調査する。

- ① TPP11、日EU・EPA下での酪農産業維持・発展対策
- ② 生乳生産と酪農所得の維持・向上対策
- ③ 担い手の営農を守る働き方改革支援対策

- ④ 後継者の意欲を喚起する酪農維持対策
- ⑤ 悪性伝染性疾病に対する家畜防疫対策
- ⑥ 飼料自給率向上と良質粗飼料生産による北海道型酪農の構築対策
- ⑦ 酪農文化の継承事業

4. 組織強化対策

酪農家の搾乳中止が続いている中で、酪農産業の持続・発展に向けた運動を強化するため、新たな協会会員獲得に向け取り組む。

5. 酪農センターの運営事業

会員の会費負担を軽減する酪農センターの運営に引き続き取り組む。特に、空室が目立つ中であって、新たな入居者の獲得等に向け努力する。